

新車購入・初度登録完了
国・都の補助金申請

国・都の金額確定通知受取り

千代田区へ申請兼請求

助成金交付申請書兼請求書と必要書類を提出
※ 申込期限：**令和8年3月13日(金)**まで
※ 申請は区役所の窓口又は郵送で受付します。
※ **来庁の際は、事前にご予約ください。**
(出張所窓口提出は不可)

決定通知受領

受付

区役所(九段南1-2-1)5階 環境政策課

審査

助成金交付決定通知

審査の結果(交付の可否や交付予定額)を
書面(郵送)でお知らせします。

助成金振込

(決定通知の郵送日から振込に
1か月程かかります。)

国・都助成金お問い合わせ先

◆経済産業省の助成金についてのお問い合わせ先
一般社団法人次世代自動車振興センター
TEL:03-3548-3231
FAX:03-3548-3232
URL:<http://www.cev-pc.or.jp/>



◆東京都の助成金についてのお問い合わせ先
東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京)
①URL:<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy>

②お問い合わせフォーム:<https://www.tokyo-co2down.jp/form/?sid=13>



令和7年度
千代田区クリーンエネルギー自動車
購入費等助成制度のご案内



千代田区では、自動車から排出されるCO₂の削減を図ることを目的とし、クリーンエネルギー自動車(水素自動車(燃料電池自動車)、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)を購入する方等へ助成します。

助成内容

助成項目	1台あたりの 助成金額(税抜)※	複数台申請した場合の 上限合計額 (税抜)
水素自動車(燃料電池自動車)	50万円	100万円
電気自動車	20万円	
プラグインハイブリッド自動車	10万円	

※経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において規定されている価格(メーカー希望小売価格(税抜))が**840万円以上の車両については、上記「1台あたりの助成金額」に0.8を乗じて得た額が助成金額となります。**

例:規定価格900万円の電気自動車1台と規定価格700万円の電気自動車1台の合計2台申請の場合
…20万円×0.8+20万円=36万円 ⇒助成金額36万円

※超小型モビリティ、ミニカー、側車付二輪自動車・原動付自転車は助成対象外です。

経済産業省・東京都の助成金を
併用することが要件です。

助成対象者

① 個人	初度登録日から引き続き区内に住民登録がある者
② 事業者等	初度登録日から引き続き区内に事業所を所有する者 又は借主である者

※官公庁等は対象から除きます。
※所有権留付ローン購入の場合は車の使用者が申請可能です。

お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所5階
☎ 03-5211-4256 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

助成対象要件

① 下記の両方又はいずれかの補助金の交付を受けていること

ア 経済産業省が実施する
「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

イ 東京都が実施する
「燃料電池自動車等の普及促進事業」又は「電気自動車等の普及促進事業」

※以下、「国・都助成金」という

② 国が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象車両である燃料電池自動車(水素自動車)、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車であること。

③ 初度登録された新車であること

※中古車(新古車、中古の輸入車を含む)は助成対象外です

④ 自動車検査証における使用の本拠の位置が千代田区内であること

⑤ 初度登録の翌日から起算して1年を経過していないもの

※申請書記入日ではなく、受付日が基準

⑥ 当該年度に本助成制度の助成を受けていないこと

⑦ 固定資産税や住民税等を滞納していないこと

⑧ クリーンエネルギー自動車の販売(販売促進活動を含む)・譲渡を目的としないこと

⑨ リース車両の場合、リース契約期間が処分制限(4年)以上であること。

注意事項

【助成金について】

- ① 申請者(リース契約の場合は貸与先)の自社製品又は関係する者から調達した車両は対象外です。
- ② 受付は先着順とし、予算がなくなり次第助成を終了します。
- ③ 助成を受けたクリーンエネルギー自動車は、自動車の登録年月日から4年間処分制限期間となります。4年以内に処分(リース契約の解除等を含む)する場合は、あらかじめ処分前に区へ報告し、財産処分の承認を受ける必要があります。また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を月割りで区に返還する必要がありますのでご注意ください。
- ④ 交付条件に違反したときは、交付決定を取り消し、交付した助成金の返還を求める場合があります。
- ⑤ 千代田区暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員等は助成金交付の対象外です。

【申請書類について】

- ① 下記の名義は全て申請者名である必要があります。
 - ・請求書等内訳書の宛名(契約者名) ・領収書の宛名 ・助成金振込口座の名義
 - ・自動車検査証における使用者名及び所有者名(所有権留保付きローンで購入する場合やリース車両の場合を除く)
- ② 提出書類には消せるボールペンを使用しないでください。

申請書類

① 助成金交付申請書兼請求書(区様式) ※必ず両面印刷してください。

② クリーンエネルギー自動車購入費助成に関するチェックリスト及び誓約書(区様式)

③ 併用した国・都補助金の金額の確定を示す書類の写し

- ア 経済産業省の補助事業の執行団体が発行した補助金額の確定を示す書類の写し
 - イ 東京都の補助事業の執行団体が発行した補助金額の確定を示す書類の写し
- ※国・都補助金を両方併用する場合、両方の書類の写しを提出すること

④ 請求書等内訳書の写

- ※申請者名と販売会社名の記載があること
- ※車名・グレード等が確認できること
- ※車両本体価格及び支払金額全額が確認できること
- ※申請者がリース車両の使用者の場合は、提出不要

⑤ 領収書の写し

- ※請求書に記載された全額分の領収書が必要(複数枚に分かれる場合は、全ての領収書が必要)
- ※ローン購入や割賦支払い等により車両代金全額の支払いが完了していない場合は、申請者が契約者となっている契約書(契約申込書は不可)の写しでも可
- (申請者が契約者(支払者)であり、契約締結日が明記されていること)
- ※銀行振込のため領収書がない場合は、銀行発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷可。
- (依頼人・受取人・日付・金額の記載があること。記載がない場合は、販売元に領収書の作成を依頼すること)
- ※クレジットカード払い(支払完了済)で領収書がない場合は、販売元に領収書の作成を依頼すること
- ※申請者がリース車両の使用者の場合は、提出不要

⑥ 自動車検査証の写し

- ※初度登録(新規登録)時のもの
- ※使用の本拠の位置が千代田区内であること
- ※電子車検証の場合には、自動車検査証記録事項の写しを提出すること
- ※文字が鮮明に読み取れるもの

⑦ 前年度(令和6年度)の固定資産税等の納税証明書の写し

- ※個人の場合は住民税、事業所等(業務用)及びリース事業者の場合は事業税等でも可
- ※滞納がないことを確認します

※区様式は区ホームページからダウンロードできます。
※この他にも必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

【リース車の場合の提出書類(上記に加えて提出)】

リース契約書の写し

- ※リース契約を締結したリース事業者及び借借者双方の印があるもの
- ※契約金額、車両、グレード等が確認できること